

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 近畿車輛株式会社

【英訳名】 THE KINKI SHARYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 根 修 司

【本店の所在の場所】 東大阪市稲田上町2丁目2番46号

【電話番号】 06(6746)5222

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 徳 千 代 康

【最寄りの連絡場所】 東大阪市稲田上町2丁目2番46号

【電話番号】 06(6746)5222

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 徳 千 代 康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第104回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、平成28年10月1日をもって発行可能株式総数を現在の1億2,000万株から1,200万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更する。

有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を新設する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定を変更する。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、森下逸夫、岡根修司、吉田二三男、松岡成康、大場章好、徳千代康、青木裕孝、南井健治、加藤千明、吉川富雄、牧原弘、山田守宏、幡井秀規、齊藤紀彦、小森悟を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、美根晴幸、松下育夫、三浦均、余部信也を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、吉沢瑞成を選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）」（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする）に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	59,801	73	20	(注) 1	(注) 2 可決 (99.7%)
第2号議案	59,815	59	20	(注) 1	(注) 2 可決 (99.7%)
第3号議案				(注) 1	(注) 2
森下逸夫	54,255	5,620	20		可決 (90.4%)
岡根修司	53,633	6,242	20		可決 (89.4%)
吉田二三男	56,849	3,026	20		可決 (94.7%)
松岡成康	56,425	3,450	20		可決 (94.0%)
大場章好	56,428	3,447	20		可決 (94.0%)
徳千代康	56,849	3,026	20		可決 (94.7%)
青木裕孝	56,849	3,026	20		可決 (94.7%)
南井健治	56,849	3,026	20		可決 (94.7%)
加藤千明	50,970	8,905	20		可決 (84.9%)
吉川富雄	58,734	1,141	20		可決 (97.9%)
牧原弘	58,751	1,124	20		可決 (97.9%)
山田守宏	58,734	1,141	20		可決 (97.9%)
幡井秀規	58,733	1,142	20		可決 (97.9%)
齊藤紀彦	57,508	2,367	20		可決 (95.8%)
小森悟	59,645	230	20		可決 (99.4%)
第4号議案				(注) 1	(注) 2
美根晴幸	47,815	12,059	20		可決 (79.7%)
松下育夫	44,317	12,103	20		可決 (73.9%)
三浦均	45,762	10,658	20		可決 (76.3%)
余部信也	50,832	5,588	20		可決 (84.7%)
第5号議案				(注) 1	(注) 2
吉沢瑞成	56,994	2,880	20		可決 (95.0%)
第6号議案				(注) 1	(注) 2
	58,779	1,095	20		可決 (98.0%)

(注) 1 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であり、小数点第2位を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上